

県送金通知書を発付した日から1年が経過した場合

県公金送金通知書の有効期限が経過しており、金融機関の窓口で換金手続きをすることができません。還付手続きに必要な請求書類をご本人から提出いただく必要があります。

手続きにおいて還付金の内容を確認しますので、自動車税事務所（028-658-5521）または、会計局会計管理課会計管理担当（028-623-3014）までお問い合わせください。